

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たるときは、翌日)

告示

鳥取県告示第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石破二朗

法勝寺南土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 杉山重治 西伯郡西伯町大字落合
遠藤潔雄 鴨部

小谷鉄治

石田興之助

福田一十

細田省吾

吉持信夫

遠藤正次郎

福頼

福田一十

吉持信夫

遠藤正次郎

落合

道路の位置の指定

◇選管告示

政党、協会その他の団体の支部の収支に関する報告書の
要旨
部改正 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一

就任した役員の氏名及び住所

監事 磯江義正 東伯郡北条町大字江北 一六八六

竹内徳夫 "

昭和四十二年三月三十一日総選挙の結果当選し四月一日就任 任期二年

米川土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 中山茂 米子市觀音寺

昭和四十二年十一月九日死亡に伴い退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 浦上金一 米子市觀音寺

" 阿部 隆 境港市高松町 一四〇

昭和四十二年十二月一日臨時総代会において補欠選挙の結果当選し十二月八日就任 任期昭和四十四年一月二十日まで

日吉津村海川土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

理事 坂本賢顕 西伯郡日吉津村大字日吉津

橋田正勝

元田祐好

高石正一

大江季市

川原幸一

大東房寿

石田初藏

高田国雄

斎下一男

松本武夫

坪内正雄

橋本勝二

村上栄太郎

昭和四十二年十一月二十七日解散認可に伴い十二月四日就任 任期は精算結了まで

鳥取県告示第七十九号
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十五項の規定に基づき、次の土地改良区から清算人が就任した旨の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により告示する。

鳥取県告示第八十号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良（農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年二月一日認可したの

で、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十一号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良（かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

で、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十四号

淡江町長から申請のあつた町営土地改良（農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十二号

中山町長から申請のあつた町営土地改良（農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十五号

日野町長から申請のあつた町営土地改良（農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十三号

青谷町長から申請のあつた町営土地改良（農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年二月一日認可したの

鳥取県告示第八十六号

東伯町長から申請のあつた町営土地改良（農道橋整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年二月一日認可した

ので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十七号

昭和四十三年一月二十二日付けで佐治村長から申請のあつた土地改良（農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

縦覧に供する期間

昭和四十三年二月七日から二十日間

縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十九号

米子市葭津渡辺よしこほか七十七人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良（かんがい排水）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、昭和四十三年二月一日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九十号

箕面屋土地改良区から申請のあつた土地改良（維持管理）事業計画の変更については、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年一月三十日認可したので、同法第四十八条第八項の規定により告示する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九十一号

鳥取市下味野山根一ほか二十四人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良（老朽ため池補強）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年二月一日認可したので、同法第九十

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、天津土地改良区の定款の変更を昭和四十三年二月一日認可したの

で、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県告示第九十二号

鳥取県営土地改良事業分担金徴収規程（昭和三十三年七月鳥取県告示第三百二十一号）の一部を次のように改正し、昭和四十二年度分の分担金から適用する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二条中第九号を第十二号とし、第八号の次に次の三号を加える。
 九 北条砂丘ほ場整備事業 工事費の百分の二十七・五
 十 湖山砂丘ほ場整備事業 工事費の百分の二十七・五
 事務費の百分の二十五

事務費の百分の二十五

鳥取県告示第九十五号
 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年一月三十日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。
 その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県告示第九十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年二月六日から用途廃止した。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
米子市富益町字往来西二三、三、〇二七番地先	二八・四八		道路敷

申請人の住所及び 氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市田島四三九 浦島丈徳	鳥取市西品治字田島前ノ二 七九八の一部	幅員 四〇メートル 延長 二元・九〇メートル
" "	"	
八一四の一"	八〇一の二"	

鳥取県告示第九十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年二月六日から用途廃止した。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

00757

第3907号 (第三種郵便物認可)

昭和43年2月6日 火曜日 鳥取県公報

鳥取県告示第九十六号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年二月一日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石破一朗

申請人の住所及び 氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市上井町一丁目 一〇ノ一八	倉吉市新田字モゲ川下ノ段 七〇〇の一の一部	幅員 五・〇〇メートル 延長 五・三〇メートル
上井土地株式会社 代表取締役社長 田 祜 栄	モゲ川 六六五の六の一 六七〇の四 六七三 六七五の四	字 六六五の六の一 六七〇の四 六七三 六七五の四

鳥取県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第二百九十四号)第十八条において準用する同法第十二条の規定による政党、協会その他の団体の支部の収支に関する報告書の要旨を、同法第二十条の規により次のとおり公表する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政党協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

- 1 種類 政治資金規正法第十八条の規定による報告書
2 期間 昭和42年1月1日から
昭和42年6月30日まで

3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又 は寄附の総額	一件千円以上 の寄附		一件五百円以 上の寄附		支出の総額	一件千円以上 の支出		一件五百円以 上の支出		報告書受理 年 月 日
		件数	総額	件数	総額		件数	総額	件数	総額	
日本社会党鳥取県本部	1,390,419	0	円	0	円	1,239,752	89	円	1,198,711	27	円
日本民主教育政治連盟鳥取県支部	0	0	円	0	円	20,538	0	円	0	0	42,10,25

00758

(第三種郵便物認可) 昭和43年2月6日 火曜日 鳥取県公報

- 4 主たる寄附者及び支出
 (1) 寄附者 なし
 (2) 支出

支出の総額	件数	支出の目的
93,439円	13件	通信費
2,000円	2件	広告料
51,100円	11件	印刷費
7,140円	5件	刷料費
456,950円	6件	運搬料
118,030円	11件	活動費
72,128円	6件	保険料
14,024円	5件	消耗品費
42,239円	6件	会議費
4,200円	2件	燃料費
170,580円	11件	旅費
46,446円	3件	立食費
10,910円	3件	仮受金返金
108,245円	4件	
1,280円	1件	負担金

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八号

昭和三十五年十一月鳥取県公安委員会告示第十三号（道路の交通に関する規制について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年一月十一日から施行する。

昭和四十三年一月六日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 崑 藏

の項中

倉吉市八屋字中河原三〇七番地地先

竹田橋東詰

を

倉吉市八屋字中河原三〇七番地先

竹田橋東詰北側

に改める。

倉吉市八屋字中河原官有無番地先

ノ

南側